

## 令和3年度介護報酬改定について

介護給付サービスにおける令和3年度介護報酬改定に関連し、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和3年厚生労働省告示第71号）及び「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和3年厚生労働省告示第72号）が公布され、令和3年4月1日から適用されます。これに伴い、山武市における第1号訪問事業訪問介護、第1号通所事業通所介護及び介護予防ケアマネジメントの介護報酬等について、令和3年4月1日から以下のとおり改定します。

詳細につきましては、別添厚生労働省作成資料「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」をご参照ください。

### 1 訪問型サービス（第1号訪問事業の介護予防訪問介護相当サービス費）

#### （1）基本報酬

（訪問）利用区分	現行 （～R3.3月分）	改定後 （R3.4月分～）	R3.4～9月分まで 左記改定後単位数 に上乘せ※
事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,172 単位/月	1,176 単位/月	所定単位数の 1/1000 加算
事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,342 単位/月	2,349 単位/月	
事業対象者・要支援2（週2回を超える利用）	3,715 単位/月	3,727 単位/月	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

#### （2）同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前の単位数を用いることとする。

#### （3）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間（令和4年3月31日まで）を設ける。

## 2 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

### （1）基本報酬

（訪問型サービス A）利用区分	現行 （～R3.3月分）	改定後 （R3.4月分～）	R3.4～9月分まで 左記改定後単位数 に上乘せ※
事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	995 単位/月	1,013 単位/月	所定単位数の 1/1000 加算
事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1,988 単位/月	2,023 単位/月	
事業対象者（要支援2相当）・要支援2（週2回を超える利用）	3,153 単位/月	3,210 単位/月	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

### （2）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間（令和4年3月31日まで）を設ける。

## 3 通所型サービス（第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス費）

### （1）基本報酬

（通所）利用区分	現行 （～R3.3月分）	改定後 （R3.4月分～）	R3.4～9月分まで 左記改定後単位数 に上乘せ※
事業対象者（週1回程度利用）・要支援1	1,655 単位/月	1,672 単位/月	所定単位数の 1/1000 加算
事業対象者（要支援2相当）・要支援2 （週2回程度）	3,393 単位/月	3,428 単位/月	
要支援2（週1回程度利用）	1,655 単位/月	1,672 単位/月	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

### （2）生活機能向上連携加算の見直し

ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。

現行（～R3.3月分）	改定後（R3.4月分～）
生活機能向上連携加算 200 単位/月	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位/月 <新設> （原則3月に1回を限度）
※ 運動器機能向上加算を算定している場合 100 単位/月	生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位/月 <現行と同じ> ※ 運動器機能向上加算を算定している場合 100 単位/月

※（Ⅰ）と（Ⅱ）との併算定は不可

(3) 口腔機能向上の取組の充実

- 利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を新設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。
- 口腔機能向上加算について、CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用による更なる PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。

現行（～R3.3 月分）	改定後（R3.4 月分～）
栄養スクリーニング加算 5 単位/回	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）20 単位/回 <新設> （6月に1回を限度）
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）5 単位/回 <新設> （6月に1回を限度）
口腔機能向上加算 150 単位/月	口腔機能向上加算（Ⅰ）150 単位/月 <現行と同じ>
	口腔機能向上加算（Ⅱ）160 単位/月 <新設>

※（Ⅰ）と（Ⅱ）との併算定は不可

(4) 栄養ケアマネジメントの充実

- 栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。

現行（～R3.3 月分）	改定後（R3.4 月分～）
なし	栄養アセスメント加算 50 単位/月 <新設>
栄養改善加算 150 単位/月	栄養改善加算 200 単位/月

(5) CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進

現行（～R3.3 月分）	改定後（R3.4 月分～）
なし	科学的介護推進体制加算 40 単位/月 <新設>

(6) サービス提供体制強化加算の見直し

(通所) 利用者区分	現行 (～R3.3 月分)		改定後 (R3.4 月分～)
	なし		サービス提供体制強化加算 (I)
事業対象者 (週1回) ・要支援1	なし		88 単位/月
事業対象者 (週2回) ・要支援2 (週2回)	なし		176 単位/月
要支援2 (週1回)	なし		88 単位/月
	サービス提供体制強化加算 (I) イ		サービス提供体制強化加算 (II) <現行の加算 (I) イ相当>
事業対象者 (週1回) ・要支援1	72 単位/月		72 単位/月
事業対象者 (週2回) ・要支援2 (週2回)	144 単位/月		144 単位/月
要支援2 (週1回)	72 単位/月		72 単位/月
	サービス提供体制強化加算 (I) ロ		サービス提供体制強化加算 (III)
	II		
事業対象者 (週1回) ・要支援1	48 単位/月	24 単位/月	24 単位/月
事業対象者 (週2回) ・要支援2 (週2回)	96 単位/月	48 単位/月	48 単位/月
要支援2 (週1回)	48 単位/月	24 単位/月	24 単位/月

4 通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)

(1) 基本報酬 (通所型サービス A)

(通所型サービス A) 利用区分	現行 (～R3.3 月分)	改定後 (R3.4 月分～)	R3.4～9 月分まで左記改定後単位数に上乘せ※
事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,400 単位/月	1,400 単位/月	所定単位数の 1/1000 加算
事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,871 単位/月	2,871 単位/月	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に 0.1% 上乘せする。

(2) 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) の廃止

介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間 (令和4年3月31日まで) を設ける。

## 4 通所型サービスC

### ■基本報酬（通所型サービスC）

（通所型サービスA）利用区分	現行 （～R3.3月分）	改定後 （R3.4月分～）	R3.4～9月分まで 左記改定後単位数 に上乘せ※
事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	432 単位/回	436 単位/回	所定単位数の 1/1000 加算

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

## 4 介護予防ケアマネジメント

### （1）基本報酬

（介護予防ケアマネジメント）利用区分	現行 （～R3.3月分）	改定後 （R3.4月分～）	R3.4～9月分まで 左記改定後単位数 に上乘せ※
介護予防ケアマネジメントA	431 単位/月	438 単位/月	所定単位数の 1/1000 加算
介護予防ケアマネジメントB	431 単位/月	438 単位/月	
介護予防ケアマネジメントC	431 単位/月	438 単位/月	

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

### （2）初回加算

現行（～R3.3月分）	改定後（R3.4月分～）
300 単位/月	変更なし

### （3）介護予防支援の充実

地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する加算を新設する。

現行（～R3.3月分）	改定後（R3.4月分～）
なし	委託連携加算 300 単位/月 <新設>

### （4）介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

現行（～R3.3月分）	改定後（R3.4月分～）
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月	廃止

